

報告事項 1 横浜市歴史的風致維持向上計画の策定について

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市町村は、歴史的風致の維持向上に関する計画(以下、「歴史的風致維持向上計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができます。また、国土交通省が発行する「歴史的風致維持向上計画策定に向けた手引き」によると、自治体内に関連する審議会(文化財調査委員会や都市計画審議会)を設けている場合は、計画書案が固まった段階で内容を報告することが必要となります。

歴史資産を適切に保全活用し、地域の個性・魅力の核としていく取組を促進するとともに、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進するため、横浜市歴史的風致維持向上計画を策定します。

今回、計画の案を作成しましたので、ご報告します。